

深日港フェスティバル出店事業者募集要項（飲食・物販）

深日港フェスティバルにおいて、ご来場の皆さまへ飲食の提供や物品の販売を行う方を募集します。

■ 募集店数

飲食、物販あわせて 40店程度

■ 出店日時

令和6年6月30日（日） 10：00～15：30（予定）

※当日8：00から準備可。但し、9：00以降は会場から車両の移動をお願いします。

16：30には完全撤収。

■ 出店場所

深日港周辺

■ 出店料

飲食、物販とも 無料

■ 出店仕様

1ブースの大きさは原則として約2m×約3mです。

下記の設備は、主催者でご用意いたします。

- ・テント（約2m×約3m） 1張
- ・長テーブル 1卓
- ・丸イス 2脚
- ・店名看板（文字表記のみ） 1枚

※電源、ガス設備はありませんので、出店者でご用意ください。

※火気を使用する場合は、出店者で消火器をご用意ください。

※発電機を使用する場合は、出店者で消火器をご用意ください。

※水道は給水車で提供となります。（ステージ裏に配車）

※出店位置は出店内容を考慮し実行委員会が決定します。

■ 募集期間

令和6年4月22日（月）～令和6年5月13日（月） 17：00まで（必着）

■ 申込み方法

「出店申込書」に必要事項を記入のうえ、岬町商工会までFAXで送付ください。

※申込書は、岬町商工会、岬町役場（まちづくり戦略室企画政策推進担当）で配布。岬町ホームページからも取得可。

■ 審査

- ・提出された内容により、実行委員会で審査します。
- ・審査結果は、令和5年6月7日（金）頃に出店申込者あてに、FAX又はメールで通知します。
- ・審査内容及び結果についての問合せ及び異議については、お答えすることができません。

- ・虚偽の記載をした場合には、提出書類を無効とします。
- ・岬町商工会会員、岬町ふるさと納税返礼品提供事業者、町内事業者を優先させていただきます。

■ 出店条件

- (1) 飲食出店の応募にあたっては、以下の条件を有していること。
 - ・営業事業者が現地で調理・製造する場合は、食品衛生法に基づく営業許可（露店又は自動車による。）を有すること。

※露店又は自動車による営業許可証は、営業所所在地が「大阪府内一円」となっていること。

 - ・製造許可を有する施設で調理・製造された食品であること。

※製造許可のない施設（家庭等）で調理・製造された食品を販売することはできません。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (3) 販売員として、暴力団員及び暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。
- (4) 販売する物品・飲食物は、主催者が事前に承認したものに限り、法令を遵守し、公序良俗に反する物品の提示・提供や販売を行わないこと。酒類の販売は行わないこと。
- (5) 出店内容については、保健所・消防署との協議により、実施不可になる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。
- (6) イベント終了後、売上報告書及びアンケートの提出をすること。

■ 出店者の責任・保証について

- (1) 食品の取扱いについては、食品衛生法及び関連法令、衛生基準を遵守し、出店者各自が自主責任として、食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しないように十分注意してください。万一、事故等が発生した場合、出店者自らの責任と費用をもって対応いただき、実行委員会は一切の責任を負いません。
- (2) 衛生管理、保険などについては、出店者の責任において対応してください。また、保健所、消防などより指導があった場合は、その指導に従ってください。
- (3) 出店商品などの管理については出店者自らが責任を負うものとし、盗難・紛失・破損・事故・気象災害などに対して、実行委員会は補償しません。
- (4) ブースで発生したごみは、出店者の責任において適切に処理してください。
- (5) イベント終了後は、出店スペースの原状回復を行ってください。飲食物等で出店スペースが汚れた場合は、出店者が責任をもって清掃してください。
- (6) 出店者の責により施設・設備をき損若しくは滅失したときは、出店者の責任において原状回復を行ってください。

■ 禁止項目について

会場では以下の行為を禁止します。

- ・周囲の美観を損なう行為、風紀を乱す行為
- ・拡声器、マイクなどによる宣伝

・所定ブース以外での販売

■ その他

- (1) 応募にかかる費用は、出店申込者の負担とします。
- (2) 出店内容により追加資料の提出をお願いする場合があります。
- (3) 雨天の場合、プログラムの内容を変更して開催します。
- (4) 荒天等によりイベントが中止となった場合、各店舗で準備に要した費用について実行委員会は補償しません。
- (5) 出店条件を逸脱する行為が見受けられた場合、実行委員会から指導させていただくことがあります。指導に従っていただけない場合には、即時閉店いただく場合もあります。

■ 受付

岬町商工会

電話：072-492-3311 FAX：072-492-2389

■ 問い合わせ先

岬町役場 まちづくり戦略室 企画地方創生担当

電話：072-492-2775